

岩手県告示第 124 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成 20 年 2 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（道路）
- 2 都市計画を変更する土地の区域 紫波郡矢巾町大字土橋第 10 地割から岩手郡滝沢村滝沢字巣子（別紙図面のとおり）
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成 20 年 2 月 29 日から同年 3 月 14 日まで
 - （2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡地方振興局土木部、盛岡市役所、矢巾町役場、滝沢村役場並びに国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。